

社会福祉法人 淙広会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人淙広会の役員および評議員選任・解任委員の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、評議員、理事、監事および評議員選任・解任委員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、別表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 同日に会議等にあわせて法人の業務を行った場合であっても日額分とする。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費分とする。

(出張旅費)

第4条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表により報酬及び実費弁償費を支給することができる。

- 2 旅費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費分とする。
- 3 宿泊費等業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

(報酬額)

第6条 役員の報酬額等に対して、各年度の総額が以下の範囲を超えないように支給する。

	各年度の総額
評 議 員	10万円
理 事	100万円
監 事	50万円
評議員選任・解任委員	10万円

(報酬等の支給方法)

第7条 役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による時期とする。

- (1) 月額報酬については、毎月25日銀行振込とする。当日が休日の場合はそれ以前の金融機関の営業日とする。
- (2) 日額報酬については、当日現金支給とする。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規定は、平成29年6月21日より施行する。

(旧規則の廃止)

平成17年4月1日より実施の役員に関する報酬等規定は、これを廃止する。

別表（役員等の報酬）

（1）理 事

名 称	報 酬 額	実費弁償費
月平均 30 時間以上 (月額)	200,000 円	なし
月平均 30 時間未満 (月額)	50,000 円	なし
理事会等会議出席報酬 (日額)	5,000 円	2,000 円
理事業務報酬 (日額)	5,000 円	2,000 円

（2）評議員

名 称	報 酬 額	実費弁償費
評議員会等会議出席報酬 (日額)	5,000 円	2,000 円
評議員業務報酬 (日額)	5,000 円	2,000 円

（3）監 事

名 称	報 酬 額	実費弁償費
理事会等会議出席報酬 (日額)	5,000 円	2,000 円
監事監査等監事業務報酬 (日額)	5,000 円	2,000 円

（4）評議員選任・解任委員

名 称	報 酬 額	実費弁償費
会 議 出 席 報 酬 (日額)	5,000 円	2,000 円